

法律であなたを照らすナビゲーション・マガジン

ほうてらす

2008年

秋

Autumn

vol.6

2008.10.1

〈特集〉暮らしの法律相談

法的トラブルは 法テラスへ…………… p3

〈インタビュー〉ダニエル・カールさん

「結婚したときは、女房の戸籍に私の名前が入っていました。」…………… p6

データで見る法テラス…………… p8

これは使える! 法テラス・ホームページ…………… p8

スタッフ弁護士からのメッセージ…………… p9

各地の法テラス・イベント報告…………… p10

法テラスは全国各地に事務所を設置しています。…………… p11



日本司法支援センター

☀ 法テラス

法テラスとは、日本司法支援センターの愛称で、法律によってトラブル解決への道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」という意味を込めています。悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」(燦々と陽が差し、気持ちの良い場所というイメージを持つ)のような場でありたいという思いも込めています。



**「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」の実現をめざす
司法制度改革の柱のひとつとして、総合法律支援法に基づき設立されました。**

司法は長い間、ふつうの生活を送る人々にとっては縁遠い存在でした。

そのため、ひとたび法的なトラブルに遭遇すると、「だれに相談したらよいのかわからない」、「身近に相談できる人がいない」、「費用のことが心配で法律の専門家に依頼できない」といった理由で解決の糸口を見つけれず、泣き寝入りしてしまうというケースも多くありました。

さらに、バブル経済崩壊後の日本は、構造改革の旗印のもと、事前規制型社会から事後救済型社会へと変革を遂げ、事前規制に縛られない反面、規制緩和による競争激化の波にさらされ、事後チェックによる自己責任を負わされることになったのです。

こうした社会の変化に伴って、司法の果たす役割がこれまで以上に大きくなることから、国は1999年7月、司法制度改革審議会を設置し、およそ半世紀ぶりに司法制度全般の抜本的な見直しに着手、そして2年に及ぶ検討を経て2001年6月、同審議会から最終意見書が提出されました。

その中で、21世紀の日本を支える司法制度の3つの基本理念のひとつとして掲げられた「国民の期待に応える司法制度の構築」実現のための施策として、民事・刑事を問わず、国民がどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしようという総合法律支援構想が打ち出されました。この構想を具体化するため、2004年6月、総合法律支援法が公布され、同法に基づき2006年4月10日、政府全額出資により、日本司法支援センター（愛称：法テラス）が誕生したのです。

法テラスは東京の本部のほか、全ての都道府県に1か所以上、合計86か所に事務所を設置し（2008年8月末日現在）、地方自治体、弁護士会、司法書士会等の法律専門職者団体、その他関係機関等と密接なネットワークを作り、総合法律支援法に定められた5つの業務を中心に、公益性の高い各種のサービスを提供しています。

情報提供業務

（総合法律支援法第30条第1項第1号）

法的トラブルの解決に役立つ法制度や、適切な相談窓口に関する情報を収集・整理し、電話、面談、電子メール等によるお問合せに対し、内容に応じてご紹介します。

犯罪被害者支援業務

（総合法律支援法第30条第1項第5号）

犯罪の被害者等に対し、法制度や支援窓口等の情報を提供するほか、ご希望に応じて被害者支援に理解や経験のある弁護士をご紹介します。

法テラスの おもな 5つの業務

民事法律扶助業務

（総合法律支援法第30条第1項第2号）

経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や、弁護士・司法書士費用の立替えを行います。

司法過疎対策業務

（総合法律支援法第30条第1項第4号）

弁護士・司法書士がいない地域や法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法テラスの事務所を設置し、法テラスに勤務するスタッフ弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む法律サービス全般の提供を行います。

国選弁護関連業務

（総合法律支援法第30条第1項第3号）

被疑者・被告人が貧困等の理由で自分では弁護人を選任できない場合に、裁判所の求めに応じて弁護人候補者を指名して裁判所に通知するとともに、弁護人に対する報酬・費用の算定・支払業務を行います。

〈特集〉

暮らしの法律相談

法的トラブルは法テラスへ

法テラスの情報提供業務は、いわば病院の総合案内所のようなもの。

法的トラブルにあい、どこにだれに相談したらいいのかわからない方に、解決への道案内をいたします。

法テラスでは、解決に役立つ法律制度情報や、

相談窓口をもつ関係機関に関する膨大なデータベースを備え、

皆様からのお問合せに対し、専門の職員が適切、迅速、丁寧に対応しています。

この特集では、法テラスの地方事務所やコールセンターで実際に使用している

法律制度情報の中から、お問合せの多いものをご紹介します。

法的トラブルにあつてしまったら、法的トラブルを未然に予防するためにも、

お気軽に法テラスにお問い合わせください。

情報提供を担当する職員は**多彩な専門家集団**です。

千差万別のお問合せにも適切に対応できるよう、地方事務所やコールセンターで情報提供を担当する職員のほとんどは、消費生活相談資格者、裁判所・検察庁OB、法科大学院生など、法的知識や経験を有する者です。

英語でのお問合せにも常時対応しています(コールセンターのみ)。

借金・多重債務

借金の問題は家族にも相談しにくく、いつのまにか「多重債務」に陥ってしまうケースがあります。返済が苦しいと感じたら早めに対処することが大切です。



消費者金融から借金の返済を迫られています。どう対処すればいいでしょう。また債務の整理にはどのような方法があるのでしょうか。



まず、利息制限法上、実際に支払うべき金額

がいくらであるのか確定します。上限を超える部分については支払いの義務はありません。法律上支払うべき金額でも返済できないときは、速やかに「債務整理」を行う必要があります。債務整理には①任意整理、②破産手続、③個人再生手続、④特定調停があります。①は弁護士や司法書士が貸主に対して直接、債務の分割払いなどを交渉する方法。他の手続は裁判所で行われ



消費者金融から、子どもの借金の支払いを要求されています。支払義務はあるのでしょうか。配偶者の場合はどうでしょう。



債務者の親、配偶者と支払う義務が生じます。支払うだけでは支払う義務のない人に対する取立ては違法行為であり、行政処分または刑事罰の対象になります。また、利息制限法が定める利息の範囲内です。



相手の養育費の支払いが滞っています。何か手段はないのでしょうか。



養育費確保の手段としては、①履行勧告、②履行命令、③強制執行などがあります。①は家庭裁判所の調停調書、審判調書、判決書に養育費の支払いが記載されている場合に、家庭裁判所が支払状況を調査し、支払いの勧告や督促をする制度。申

立てが簡単で、手数料もかかりませんが、強制力はありません。①によっても支払われない場合、家庭裁判所は相当の期間を定めて②履行命令を発することができ、従わない場合には10万円以下の過料が課されます。③は地方裁判所に申立て、相手の財産

離婚

デリケートな問題で、できるだけ他人や法律を介在させたくないものですが、ときには専門家の助けが必要な場合があります。



離婚後、子どもと会わせてもらえないのですがどうしたらいいのでしょうか。



まずは父母間で話し合いを持つことが第一です。そのときに決めておくべきことは「面接の頻度」「面接の方法」「面接時間の長さ」「子どもの受け渡し方法」「宿泊を伴う面接の可否」「連絡方法」「学校行事への参加の可否」などです。面接は子どもの精神的負担にならないよう配慮をする必要があります。子どもの

心身の状況を無視して、父母の都合だけで決めることはできません。父母同士の話し合いが成立しない場合、面接を求める親は家庭裁判所に面接交渉の調停を申し立てることができ、調停が不成立となった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が一切の事情を考慮して審判します。



相続

相続は、ある日突然おとずれることもある問題です。「そのとき」に慌てないためにも、基本的なことだけは知っておきたいものです。



亡くなった父親名義の預金を引き出したいのですが、どんな手続きが必要ですか。



A 被相続人名義の銀行 預金は相続財産です。遺産分割協議の前に払い戻すときは、通常金融機関に、相続人全員が署名捺印した相続届か支払依頼書などの提出が求められます。その際、故人の除籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、印鑑証明などが必要になります。



故人の遺言書を見つけました。すぐに開封してもいいものでしょうか。



A 遺言書の保管者や発見者は遺言者の死亡後、速やかに遺言者の住所を管轄する家庭裁判所にその検認を請求する必要があります。封印のある遺言書は相続人立会いの上、家庭裁判所で開封しなければなりません。検認とは、遺言書の変造等を防止するとともに、検認時点における遺言書の内容を明確にしておくための手続きです。家庭裁判所の検認を受けた遺言書でなければ、不動産の名義変更などの際の添付書類として利用できません。遺言書には、①自筆証書遺言、②秘密証書遺言、③公正証書遺言の3種類があり、家庭裁判所の検認を必要とするのは①と②です。③は公証人がかわり、厳格に作成されたものですので、検認は不要です。



犯罪被害

犯罪と一口に言っても、最近はその種類も多様化しています。被害者を救済、支援するしくみも徐々に整ってきていますので、被害にあつてしまったときは専門家のサポートを求めましょう。



離婚した後も元配偶者につきまとわれ、身の危険を感じています。DV(ドメスティックバイオレンス)防止法の保護命令は、離婚後も出してもらえますか。



A DV防止法では、暴力を振う配偶者に対して同居・職場付近での徘徊を禁止する接近禁止命令や住居から立ち退かせる退去命令を地方裁判所に申し立てることができます。平成16年の法改正では離婚後の元配偶者に対しても同様の保護命令を発することができるようになりました。



無料という記載のあるサイトを閲覧したら、不当に高額な請求をされました。どうしたらよいでしょうか。



A ネット上の契約は、画面上で、契約の申込みまたは承諾の意思表示を行う意思の有無を確認させる措置を講ずることが必要とされており、この措置がされていない場合には、錯誤による無効などを主張することができません。クリックすると料金が発生するという表示がなされていないのであれば、支払う必要はありません。



(イラスト/いしいゆき)

本のような厚さ、 30年前の外国人登録証明書

篠塚…ダニエルさんは来日されて約30年になりますが、これまでに法律的な面で不便や不満を感じたことはありませんか。

ダニエル…生まれ故郷と違う国で暮らしてるもんで、やっぱりその国の法律はきちんとして守らないといかんと思うんですよね。無視したりとかいうのは失礼になると思いますので、けつこう気はつかっています。

篠塚…最初に来日されたのが高校生のとき。そのときトラブルはありませんでしたか。

ダニエル…法律的なことと言えば、外

国人だから気をつかうのが入国管理でしたね。最初は1年間の留学ビザで来ましたから、ロサンゼルスのレストランでの手続きはちよつとたいへんでしたけど、「決して怪しい者ではないです。16歳でしたから。日本に着いたら、外国人登録証明書というものを住んでいる所の役場でもらわなければならぬ。手続きはビザを取るときと変わりませんが、渡されたのが学生手帳のような本。今は1枚のカードになっていますが、当時はちょうどした本のような本です。これが身元証明書になるんで、警察に見せろって言われたときに持っていないとエライことになる」と教わったもんです

から、その厚い本をずっと身につけていました。ポケットに入れておくとお尻が痛くなるくらい(笑)。

当時はその本の中に指紋も載ってたんです、左手の人差し指だったかな。今も役所に登録してるんですけど、それに文句を言う外国人がけっこういるんですよ。「指紋とるなんて犯罪者か」って。でも他の国でもやってることなので大したことではないんですよ。日本人と同じように扱えて言う外国人もいるんですけど、そう考えるのはおかしいと思いますよ。

ビザの更新―原付バイクで 山形・仙台間を何度も往復

篠塚…大学卒業後の再来日ときは

山形に来られましたが、住むとなるといろいろと法的な手続きが必要になってくるでしょう。

ダニエル…山形に行ったときは、学生でも就職でもない、教員用の特殊ビザでした。1年の契約だったんですけど、山形では人気がありまして(笑)、契約を更新してくれという。仕事はハードだけでも楽しいし、やりがいもあるから更新しましたけど、そうするとビザも更新が必要。山形には入国管理事務所がないので、仙台まで行かなければならない。それも街のはずれにあるんです。事務所を探すのがまず大変でした。山形から原付バイクで山を越えて仙台に行き、手続きが済んだら「2週間後にまた来てください」「えーっ、また仕事サボらねばだ」って。ビザの更新には、文部省(当時)だけじゃなく山形県教育委員会も関わっているんで手続きに時間がかかるんです。

篠塚…その後日本人の奥様とご結婚され、お子さんも生まれました。法律的に困ったことなどはありませんでしたか。

ダニエル…アメリカと日本のシステムは、根本的に違うんですね。アメリカには戸籍とかないです。どこで産まれて、誰の子孫なのか、そういうのが役場で登録してくれる出生証明書くらいしかないんです。あとは死亡証明書。ああ日本は全然違うんだなあ



〈プロフィール〉1960年、米国カリフォルニア州出身。高校、大学時代に日本に短期留学。大学卒業後は文部省英語指導主事助手として山形県に赴任し、3年間英語教育に従事。その後上京して、翻訳・通訳会社を設立。約20年前からはドラマ、司会、コメンテーターなどなんでもこなすマルチタレントとして活躍。環境、教育、人権、文化など幅広い分野に関心を持ち、講演活動でも全国を飛び回っている。

タレント 山形弁研究家 **ダニエル・カール**さん

結婚したときは、女房の戸籍に私の名前が入っていました。

と思つて。戸籍謄本を見てみると、女房の戸籍に私の名前が入ってる。女房の名前の隣にダニエル・カールっていう外国人と結婚したっていうことになつてまして。だから息子が産まれたらですね、私の息子っていうよりも女房の息子みたいな感じになっちゃつてましたね。日本には私の本籍がないんですから、仕方がないと思うんですけども。

おかげさまで息子が産まれるちょっと前に法律が有利になつて、二重国籍



籍っていうのが許されるようになりま

して。日本では女房の戸籍に載つてゐるわけだけども、出生証明書をアメリカの大使館に持つていつて、ちゃんとアメリカ人だぞつて手続きもやりまして、今はアメリカと日本両方のパスポートを持つてゐるんですね。22歳でどちらかを選ぶんですが、昔は20歳をすぎれば二人前でしたけども、今はまだ学生ですからね。ちよつと若すぎるんじゃないかなと、心配なんですよ。自分はこれからどういう道を歩むのか、国籍のことも、職業のことも、ある程度キャリアを積まないと、なかなかそのへん選びにくいんじゃないかなとか。これから真剣に考えなければいけないとこなんですね。

紛争解決のお手伝い、法テラスに期待

篠塚…日本では普通に暮らしている



と、生法律とかかわらない、使わないという人も多いですが、アメリカは国民の権利意識も強いですし、裁判の数も多いですね。

ダニエル…おつしやるとおりアメリカは、法律の数も弁護士の数も多い。もめごとがあつたときにはだいたい法律で定められてるケースが多いです。で、裁判までいかななくても、弁護士が間に入つて話し合うことによつて、法律はこうだよ、裁判になったらこうなるぞつてことを説明してくれれば、それで和解することができるわけなんです。そういう意味では弁護士さんは紛争を裁判によらずに未然に防ぐような役割もしているんですよ。

アメリカにはほかに、中立的な立場のメデイエータ（仲介者）というか、弁護士ではないんだけど法律的な知識が十分ある人たちがいるんですよ。

私は東京で事務所を経営してい

るんですが、ある人とトラブルになつてアメリカで訴えられそうになつたことがありました。日本に住みながら訴えられるつてことで、どうしようと思つたんですが、幸いにこの仲介者みたいな人が出てきて法律はこうだよつていろいろ説明してくれたんだ。その人の意見にも満足だったらそれで済むわけだ。でもそれじゃ不満だつてことになれば、裁判起こすこともできるわけ。私の場合は相手もわかつたつていうことで、結局和解になつて裁判になんかつたんですね。そういう仲介者つていうんですか、ありがてえなと思ひました。

篠塚…私たち法テラスも、設立のねらいはそういうところにあります。困りごとがあつたら全国どこでも気軽に相談でき、紛争予防になる。

ダニエル…そうそう。裁判までいくとお金も時間もかかりますし、ストレスがものすごくたまると思うんですよ。判決はいつ出るのかなつて。待つてゐる間、仕事に集中できねえじゃないですか。そうなる前に気軽に相談できるところが日本にもないかなつて思つてたんですけども、法テラスさんがそういう役割をやつてくださると聞いて、いやあよかつたなあ、すごくありがたい存在だなあと思ひました。今度困つたときよろしくお願ひします。

篠塚…今日はお時間をいただいたてありがとうございました。

データで見る法テラス①

法テラスを知っているのは 4.5人に1人

認知度調査の結果から

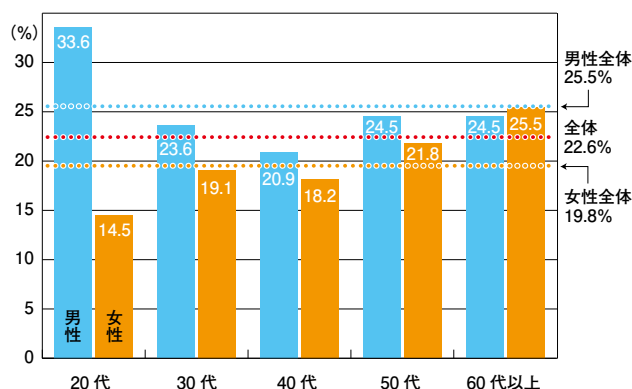
法テラスの認知度は
まだまだ低い

法テラスは今年2月、全国の1,100名を対象に電話による認知度調査を行いました。

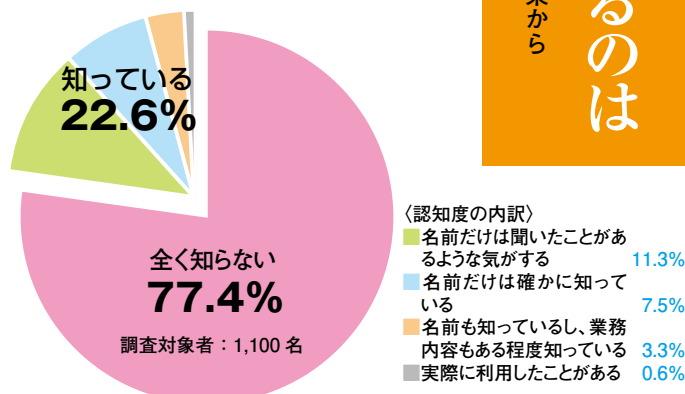
法テラスを知っていると答えた人は全体の22.6%。77.4%は全く知らないという結果でした。知っていると答えた人でも、半数は「名前だけは聞いたことがあるような気がする」「名前だけは聞いたことがあるが、内容は知らない」という程度。業務内容まで知っていた人はわずか4%でした。

調査ではほかに、今後法的トラブルを抱えた場合に不安な点について「名前がわからない」「弁護士や司法書士に依頼する場合の費用が心配」といった答えが多くありました。法テラスを利用いただくことで、このような不安も相当軽減されるものと考えられます。まずは「法テラス」の名前をひとりでも多くの方に知っていただけるよう、これからも広報活動に力を入れていきたいと思っています。

性・年齢別の認知割合



「法テラス」の認知度(全体)



これは使える！法テラス・ホームページ① 法的トラブルの最新情報

法テラス・ホームページは、法的トラブル解決に役立つ情報を掲載した、「使えるホームページ」です。

おすすめコンテンツのひとつが、「法的トラブルの最新情報」。「新金の振り込み詐欺」や「震災義援金詐欺」、「性同一性障害の戸籍記載」など、社会的な問題になっている。

このトピックや法律改正に合わせたタイムリーな情報などを、週に2〜3件ずつ発信しています。こまめにチェックすれば、トラブル予防になることまちがいない！ぜひ一度アクセスしてみてください。



ホームページアドレス
<http://www.houterasu.or.jp/>

「法的トラブル最新情報」は、法テラス・ホームページのトップページ右側にあります。

スタッフ弁護士からのメッセージ

各地において、弁護士や司法書士といった多くの法律専門家が、さまざまな法律サービスを提供しています。

しかし、それだけでは行き届かない、法律専門家が少ない地域や、法律専門家の数に比べて事件の数が多い地域などにおける司法へのアクセス障害を解消するため、法テラスが採用した「スタッフ弁護士（常勤弁護士）」96名*が、全国津々浦々で活躍しています。 *2008年8月末日現在

スタッフ弁護士からのメッセージをお届けします。



1

法テラス埼玉法律事務所 谷口太規^{もと き}

健康な人は、なかなか病気の人の辛さを理解できないものです。

他人のことだけでなく、健康な時には自分が病気で苦しむことなどは想像しにくいものです。

しかし、トラブルというのはたいてい突然やってきます。

突然、心の準備なくトラブルに巻き込まれ

てしまった人は、自

分が何の問題に、ど

のように巻き込ま

れているか分から

ないままパニックに

陥ってしまいます。

誰に、どうやって

頼つてよいか分から

ない、どうにもなら

ないのではないかと、そう思うことも少なくない

はです。

しかし世の中のトラブルというものの多く

には法律が関係しています。

法律を上手に使いながら、一つ一つ絡み合った糸をほぐしていけば解決できることも少なくありません。

法テラス法律事務所は、地域の、あなたのための法律事務所です。

借金のこと、巻き込まれてしまったトラブルや事故のこと、家族や夫婦関係のこと、独りで抱え込まず、まずは相談してみてください。

うつむき加減だったあなたに笑顔を取り戻したい、優しく活気ある地域社会を作りたい、そんなことを願いながら仕事をしています。



このメッセージは、2008年2月に法テラス・ホームページに掲載したものを転載しました。

各地の法テラス・イベント報告



真剣な表情で説明に聞き入る子どもたち。「裁判中は静かに」との注意に緊張気味。



傍聴後、事件を担当する白鳥敏男弁護士に解説していただきました。

法テラス埼玉では、昨年好評だった夏休み特別企画「親と子の裁判傍聴」を今年も実施しました。小中学生を対象に、本物の裁判を傍聴するこのイベント、今年はさいたま地裁、川越支部で7回行い、計62名が参加しました。8月22日にさいたま地裁で行ったイベントには親子6組14名が参加。法テラス埼玉の事務所で説明を聞いた後、窃盗事件の裁判を傍聴。全員が食い入るように見ていました。

8月22日(金)
法テラス
埼玉

昨年引き続き「親と子の裁判傍聴」を実施
小中学生が本物の裁判を
食い入るように傍聴



イベントの冒頭に行われたフォーラム「法テラスってなんなんの？」
左から南光さん、小寺所長、山内副所長、東出副所長、眞野副所長。

語を熱演。観衆
の爆笑を誘って
いました。



桂南光さんの軽快な話芸に、会場は爆笑の渦に包まれました。



抽選で選ばれた300人の来場者で賑わう受付。

8月23日(土)
法テラス
大阪

開業2周年記念・「法テラス寄席」を開催
桂南光さんらの出演で
会場は爆笑の渦に

法テラス大阪では、開業2周年を記念して「第1回法テラス寄席」を開催しました。多数の応募者から抽選で選ばれた観客で会場が賑わうなか、桂南光さんの司会による「法テラスってなんなんの?」と題したフォーラムが始まり、法テラス大阪の所長、副所長らのトークが繰り広げられました。その後、桂雀五郎さんが「時うどん」、桂都んぼさんが「秘伝書」、桂南光さんが「鹿政談」と、庶民の生活のトラブルにちなんだ落

法テラスは全国各地に事務所を設置しています。

あなたのそばにある身近な法テラスをご利用ください。

- ……地方事務所(50か所)
- ……支部(11か所)
- ……出張所(6か所)
- ……地域事務所(19か所)

北海道

- 札幌 0503383-5555
- 函館 0503383-5560
- 江差 0503383-5563
- 旭川 0503383-5566
- 釧路 0503383-5567

近畿

- 大阪 0503383-5425
- 堺 0503383-5430
- 京都 0503383-5433
- 兵庫 0503383-5440
- 阪神 0503383-5445
- 姫路 0503383-5447
- 奈良 0503383-5450
- 南和 0503383-0025
- 滋賀 0503383-5454
- 和歌山 0503383-5457

九州

- 福岡 0503383-5501
- 北九州 0503383-5506
- 佐賀 0503383-5510
- 長崎 0503383-5515
- 佐世保 0503383-5516
- 杵岐 0503383-5517
- 大分 0503383-5520
- 熊本 0503383-5522
- 鹿児島 0503383-5525
- 奄美 0503383-0028
- 指宿 0503383-0027
- 鹿屋 0503383-5527
- 宮崎 0503383-5530
- 沖縄 0503383-5533

中国

- 広島 0503383-5485
- 山口 0503383-5490
- 岡山 0503383-5491
- 鳥取 0503383-5495
- 倉吉 0503383-5497
- 島根 0503383-5500
- 浜田 0503383-0026

東北

- 宮城 0503383-5535
- 福島 0503383-5540
- 山形 0503383-5544
- 岩手 0503383-5546
- 秋田 0503383-5550
- 青森 0503383-5552

関東

- 東京 0503383-5300
- 多摩 0503383-5310
- 新宿 0503381-2312
- 上野 0503383-5320
- 池袋 0503383-5321
- 渋谷 0503381-2285
- 立川 0503383-5327
- 神奈川 0503383-5360
- 川崎 0503383-5366
- 小田原 0503383-5370
- 埼玉 0503383-5375
- 川越 0503383-5377
- 熊谷 0503383-5380
- 秩父 0503383-0023
- 千葉 0503383-5381
- 松戸 0503383-5388
- 茨城 0503383-5390
- 下妻 0503383-5393
- 栃木 0503383-5395
- 群馬 0503383-5399
- 静岡 0503383-5400
- 沼津 0503383-5405
- 浜松 0503383-5410
- 下田 0503383-0024
- 山梨 0503383-5411
- 長野 0503383-5415
- 松本 0503383-5417
- 新潟 0503383-5420
- 佐渡 0503383-5422

中部

- 愛知 0503383-5460
- 三河 0503383-5465
- 三重 0503383-5470
- 岐阜 0503383-5471
- 可児 0503383-0005
- 福井 0503383-5475
- 石川 0503383-5477
- 富山 0503383-5480
- 魚津 0503383-0030

四国

- 香川 0503383-5570
- 徳島 0503383-5575
- 高知 0503383-5577
- 須崎 0503383-5579
- 安芸 0503383-0029
- 愛媛 0503383-5580

2008年8月末日現在

※所在地の印はイメージで、正確な位置ではありません。

法テラスPRのメインキャラクター決定!



法テラスPRのメインキャラクター、今年度は、テレビやCMで活躍中のモデル、**梶原さつき**さん。
法テラスコールセンターでの撮影では、オペレーターに扮して、親しみのある笑顔を振りまいてくれる。

また、この秋から全国で展開する新聞広告や、6大都市（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・福岡）の街頭ビジョンでの放映のほか、法テラスのさまざまな広報に登場します。

ので、この姿を見かけたら、「法テラス」を思い出してください。

法テラスは各種のご寄附をお受けしています

寄附金は、法テラスが行う過疎地域への法律事務所設置、資力のない方への法的支援など、公益性の高い各種業務に使用させていただきます。

..... 個人の方からのご寄附、遺言によるご寄附、相続財産のご寄附、法人様からのご寄附

法テラスは、特定公益増進法人に指定されていますので、寄附をしていただいた方は、所得税、相続税、法人税の優遇措置を受けることができます。また、500万円以上（団体の場合は1,000万円以上）のご寄附（一定の要件*を満たす場合の分納寄附も含む）をいただいた場合は「紺綬褒章」の対象となりますので、法テラスから法務大臣に対し、褒章授与候補者として推薦いたします。

*同一の寄附先に対し、あらかじめ分納の申出をし、かつ分納期間が3年以内の場合

..... しょく罪寄附

しょく罪寄附とは、覚せい剤取締法違反、贈賄、脱税など被害者のいない刑事事件や、被害者に対する示談ができない刑事事件などの場合に、被疑者・被告人が事件への反省の気持ちを示すために公的な団体等に対して行う寄附です。裁判所により情状の資料として評価され、弁護人からも反省の気持ちを表すのに有効であるとの感想が寄せられています。

2007年度は、約1億3千万円のご寄附をいただきました。
ご寄附のお申込み・お問合せは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ



法テラスは国が設立した
公的な法人です。

■法テラスコールセンター



お な や み な し
0570-078374

■犯罪被害者支援ダイヤル



な く こ と な い よ
0570-079714

平日9:00~21:00・土曜日9:00~17:00

法テラス

検 索

<http://www.houterasu.or.jp>

◆編集後記

「ほうてらす」は、今号から全面的にリニューアルしました。コンセプトは「法律であなたを照らすナビゲーション・マガジン」。司法を身近に感じていただける情報を、季刊でお届けしてまいります。本誌に関する皆さまのご意見、ご感想を下記住所またはメールアドレスまでお寄せください。今後の誌面づくりの参考にさせていただきます。

●法テラス本部総務課広報係

〒102-0073 東京都千代田区九段北
4-2-6 市ヶ谷ビル6F

eメール kouhou@houterasu.or.jp